

ショッピングモール・センター、レストラン、公共交通機関 等における制限の緩和等（ギリシャ政府発表）

2020年7月13日
在ギリシャ日本大使館

ギリシャ政府が官報に掲載した緩和措置は次のとおりです。

1 ショッピングモール及びショッピングセンター

客のマスク着用義務を解除する。

2 レストラン

1テーブルにつき6人までであった人数制限は解除する。

3 公共交通機関等の措置

(1) 市内バス、長距離バス、地下鉄、鉄道

乗客の上限65%を継続する。車内及び駅構内におけるマスクの着用義務は継続する。マスク着用義務の違反者には150ユーロの罰金が科せられる。

(2) 航空機内及び空港内

マスクの着用義務は継続する。マスク着用義務の違反者には150ユーロの罰金が科せられる。

(3) ケーブルカー（これについては新たな措置です）

乗客の上限は50%とする。車内及び駅構内はマスクの着用を義務とする。マスク着用義務の違反者には150ユーロの罰金が科せられる。

4 博物館、美術館

マスクの着用義務は継続する。室内では、周囲の人と2メートルの空間を確保しなければならない。団体利用は18名までとする。

5 遺跡、洞窟

屋外では、周囲の人と1.5mの空間を確保しなければならない。洞窟内では、場所により5～10平方メートルにつき1名までとする。マスク及び手袋を着用する義務がある。手袋は着用前後に消毒しなければならない。

6 映画館

客数の上限は65%とする。上映中に休憩時間を設けることは禁止する。

7 屋外劇場

客数の上限は75%とする。客は着席するまでマスクを着用する義務がある。公演中に休憩時間を設けることは禁止する。

8 カンファレンス、博覧会等

屋内、屋外とも15平方メートルにつき訪問者は1名を認める。訪問者は招待状を提示し、体温測定の上入場しなければならない。

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp